

宇陀市観光協会菟田野支部内規

宇陀市観光協会規約第2条の目的を達成、及び第4条の事業を展開、及び第9条の役員を選任するにあたり、必要な事項について次のとおり内規として定める。

第1条 宇陀市観光協会菟田野支部と称する。

第2条 宇陀市観光協会入会者（団体）であって、菟田野地域での活動を希望するものをもって構成する。

第3条 次の役員を置く。役員は支部会議において会員の内から選出する。

- 1) 支部長 1名
- 2) 副支部長（経理） 1名
- 3) 代表理事 1名
- 4) 理事 若干名

2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、事業を執行する。

3 役員の内、支部長・副支部長・代表理事は、宇陀市観光協会役員となる。

第4条 支部会議を年1回、または必要に応じて開催し次のことを行う。

- 1) 役員を選出
- 2) 事業の報告及び調整並びに運営
- 3) 事業経費の報告
- 4) その他

（その他）

第5条 この内規に定めない事項については、支部長が定める。

附則

この内規は、平成25年7月1日より執行する。